

業務指示書

ベトナム国ハナム省投資環境整備へのPPP導入情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年9月16日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年9月28日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：PPPに係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/道路整備計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路整備計画に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 上水道整備計画】

- 1) 類似業務の経験：上水道整備計画に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 下水道整備計画】

- 1) 類似業務の経験：下水道整備計画に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 電力施設】

- 1) 類似業務の経験：電力施設に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者4】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年10月2日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき

- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照して下さい。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
自然条件調査、環境社会配慮、ベトナム政府が実施するF/Sの作成支援

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0055 円 , US\$1 = 121.81 円 , EUR1 = 136.200 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。

b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただし、JICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただし、JICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/道路整備計画
上水道整備計画
下水道整備計画
電力施設

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年10月16日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

プロポーザル評価表
ベトナム国ハナム省投資環境整備へのPPP導入情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(24.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/道路整備計画	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	3.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 上水道整備計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 下水道整備計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力： 電力施設	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

ベトナムに対しては、我が国政府が積極的に ODA を供与してきており、特に円借款供与額は近年急増している。対象事業は、電力、道路・橋梁、空港、港湾、地下鉄、上下水道、森林、地方開発、保健、教育とすべての社会・経済セクターに拡大しているが、これらを援助テーマで概観すれば、円借款として最も注力してきたのは、都市機能強化及び国土軸形成から成る投資環境整備、そして貧困削減を考慮した地方と中央の格差是正の 2 テーマである。前者には、テーマの特徴から大型案件がほとんどであるが、後者については地方の小規模インフラ案件を束ねて一事業とする「貧困地域小規模インフラ整備事業」を 1990 年代後半から現在に至るまで累次に渡り継続実施している。

この間、ベトナムの経済成長は著しく 1990 年代当初より実質 GDP 成長率は 6%前後で推移し、2008 年には中所得国入りを果たしている。今後も年率 5%超の成長が期待される中、円借款支援の対象についても支援の軸足をベトナムの経済成長に合わせ適切な方向に移していく必要がある。具体的には、国内における所得再分配に他ならない地方貧困削減分野については、借入れとなる借款での実施ではなくベトナム自身の財政政策により実施されるよう促すとともに、借款対象としてより地域の経済成長や裾野産業育成に直結した地方開発を対象とする事、すなわち貧困地域小規模インフラ整備事業から地域特定型投資環境整備に移行することにより経済成長を加速させる事がベトナム全体での借入れ資金の有効活用として、より適切である。同時に、地域特定型投資環境整備に対して借入れ資金を充当する際に、借入国の財政上の負担を考慮し、民間資金・技術を積極的に活用する官民連携型のインフラ案件整備を念頭に実施する意義が高い。

上記考えに則って地域を選定するに当たっては、円借款借入れによる投資に見合った地域経済発展が達成される必要があること、及び日本政府の本邦企業支援に向けた戦略的 ODA 活用方針に沿っていること等を考慮しなければならない。実際の選定に当たり、工業団地を有し本邦企業が集積していること、ハノイ、ホーチミンといった大消費地に近接していること、北部・南部大深度港湾を通じた輸出経路が確保されていること等を考慮し、更に工業団地における近年の本邦企業集積度合い・集積動向を調べ、更に官民連携型のインフラ案件整備に係る方向性を踏まえた結果、ハナム省を対象に 2016 年度以降の円借款候補案件として「ハナム省投資環境整備事業」を日本大使館、JICA ベトナム事務所で検討を進めている。

ハナム省は、首都ハノイの南側玄関として機能しており、ハノイ・ハイフォン間を中心としたベトナム北部重点経済地域の一角である。国道 1A 号線、南北高速道路、南北鉄道等により交通事情が整っており、ハイフォン港、ノイバイ空港へのアクセスも急ピッチで整備されつつある。フーリー市及び 5 県から成り、フーリー市は首都ハノイの首都機能を補助する副都心と位置づけられている。右機能強化の一環で国立基幹病院であるバックマイ病院の支部病院が設置されたほか、ハノイ工業大学が移転している。経済・産業分野では、現在、4 つの工業団地が稼働しており、今後さらに 3 つの工業団地が造成されることになっている。既に 84 社の外国企業が進出済で、そのうち

韓国企業 37 社、日本企業 33 社となっているが、日本企業は同省知事自らの訪日誘致活動により直近 4 年間で進出してきたものである。右急激な本邦企業の集積に合わせ、JICA は現在実施中の「職業訓練学校整備事業」のための協力準備調査にてフーリー市に位置するハナム省職業訓練学校を整備対象の一枚にする予定である。近年の急激な企業進出により、既存工業団地は既に投資受け入れ余力が限られており、ハナム省が新規工業団地の設立を検討しているものの、上下水道、送配電網、道路といったインフラに加え、熟練労働者の更なる育成が必要である。特に越政府の財政状況が国内債務の急激な増加により厳しさを増す中、企業誘致に必須である上水道整備を最重要案件に位置づけ PPP によるインフラ案件形成による投資環境改善に積極的に取り組もうとしている。

以上の重要性に鑑み、JICA は 2014 年度にハナム省投資環境整備事業基礎情報収集調査をローカルリソースを用いて緊急的に短期間で実施し、ハナム省の投資誘致実績や投資誘致体制、及び検討中のインフラ案件リストの網羅的な把握を中心に行った。本調査は、右調査の結果を踏まえハナム省と JICA が選定した最優先インフラ事業及び JICA による円借款・海外投融資での関与を前提とした上水道整備 PPP 案件を念頭に、2016 年度以降の円借款候補案件であるハナム省投資環境整備のための基礎情報収集を行うものである。

2. 調査目的

ハナム省投資環境整備事業及びハナム省における上水道整備 PPP 事業の形成を視野に、円借款・海外投融資での支援対象となる候補インフラ案件事業の概要、概算事業費、実施スケジュール、実施方法（調達・施工）、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会配慮等における基礎情報の収集を目的とする。

3. 調査対象地域及び実施窓口機関

3.1 調査対象地域

ハナム省

3.2 実施窓口・関係機関

ハナム省計画投資局がメインカウンターパートとして配置される予定。

他関係機関は以下のとおり

ハナム省人民委員会

ハナム省交通局

ハナム省商工局

ハナム省建設局

ハナム省農業局

北部配電公社

4. 調査の範囲

本業務は、「2. 調査目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」に配慮しつつ、「6. 調査業務の内容」に述べる内容の調査を実施するとともに、調査の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載の報告書を作成するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 上水道整備 PPP 事業としての検討

ハナム省政府は上水事業を民間資金及び ODA を活用し実施する計画を有している。官部分・民部分の役割分担に関する基本的な考え方を整理し、民間資金及び ODA で各々整備すべき対象設備を検討するとともに、両投資のスケジュールが整合性を持って実施できるようなマイルストーンを設定及び事業実施スケジュールの検討を行う。

(2) 工業団地造成計画の確認

ハナム省は本邦企業専用新規工業団地(Dong Vang III)の造成計画を進めている。本調査の対象に含まれる各インフラ整備(上下水、変電所)の実施スケジュールの検討に当たっては、同工業団地造成計画スケジュールとの整合性を確認する。

(3) 環境社会配慮

既往計画の上水・下水処理場、変電所、道路等の候補立地・線形を本調査にて確認する。特に、右候補施設サイトにおける大規模住民移転の発生有無及び用地取得の可否について情報を収集し、支援対象事業としての優先度検討に反映する。

6. 調査業務の内容

以下に示す業務の内容について、効率的に業務を実施するために必要な調査方法・手順等を具体的にプロポーザルで提案すること。

I インセプション・レポートの作成・説明・協議

(1) 関連資料・情報の収集・分析等

既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

(2) 上記の結果をとりまとめて、インセプション・レポートを作成する。

(3) インセプション・レポートの説明・協議等

インセプション・レポートを JICA 及び先方関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

II 対象地域の施設調査・新規整備検討

(上水道セクター)

(1) 既往上水道施設の整備状況と見通し

既存調査を踏まえ、ハナム省内の既往上水道施設の供給量・供給範囲を含む整備状況及び今後の施設整備計画を確認する。

(2) 上水道事業需要予測

既存調査を踏まえ、既存データをレビューし、将来人口予測・工業団地及び大規模な公共施設の開発計画を基に水需要原単位の伸びなどを再検討し、将来の同省における水需要を予測した上で、ハナム省が検討している上水道整備 PPP 事業について水源も含め計画の妥当性を確認する。

(3) PPP 案件としての検討

ハナム省政府は将来の浄水場整備を PPP 案件として検討しており、既存調査では取水施設から浄水施設は民間資金により整備(以下、民間ポーシオン)し、送水管・配水管の整備を円借款を含む公的資金にて整備を行う(以下、官ポーシオン)想定がなされている。本調査では PPP 事業の採算性にに基づき官民で分担すべき適切なスコープを再度整理・検討する。また、民間ポーシオンに対する、官ポーシオンの完工リスクを確認する。

(4) 計画給水区域の確認

既往調査及びハナム省との協議状況を踏まえ、現在の浄水場整備計画に係る開発給水区域の情報を収集し、妥当性のレビューを行う。その際には、現地踏査及びヒアリングを行い、市街地や工業団地の開発・入居状況、病院・学校といった大規模施設の開発計画・実現性を確認する。

(下水道セクター)

(1) 下水道施設の整備状況と見通し

汚水発生量算定の前提として、上記(上水道セクター)における上水道施設の整備状況・計画給水量を踏まえた上で、既存の下水処理場および関連施設の整備状況について、管渠の普及状況、管轄区域、水路、浄化槽の設置状況を確認する。

(2) 汚水発生量及び汚水処理量

既存の調査を踏まえ、現在のハナム省における汚水発生量および汚水処理量を算出する。その際、汚水発生量の原単位の算出根拠を明らかにする。あわせて、汚水処理人口についても既存調査を踏まえて確認する。

(3) 汚水発生量の長期需要予測

ハナム省における将来の汚水発生量について、人口予測を踏まえて将来予測を行う。その際、汚水発生量の原単位の設定根拠を明らかにする。なお、人口予測は、過去の人口推移だけでなく都市の開発計画、工業団地造成計画、大規模公的施設の整備状況、それに伴う人口増加等も考慮して行う。

(4) 現行の投資プロジェクトおよび将来におけるプロジェクトの確認

ハナム省における現行の処理場が抱える課題(悪臭、流入水の水質等)の確認、および将来の自己資金・他ドナー資金による投資プロジェクトの有無等について確認する。

(5) 汚水の放流状況と衛生・生活環境へ与える影響

既存の放流口(雨水吐)について、汚水の放流状況が住民の衛生・生活環境等へ与えている影響について調査する。

(6) 計画処理区域の確認

既往調査及びハナム省との協議状況を踏まえ、現地踏査及びヒアリングによる市街地や工業団地の開発・入居状況、病院・学校といった大規模施設の開発計画を確認した上で優先度の高い計画処理区域を確認する。また、現状ハナム省が検討している管渠敷設ルート・規模が適切な規模、立地となっているかレビューし、より適切な案がある場合には提案する。

(7) 下水処理方式

下水処理場については、新規建設、既存施設拡張の必要性および計画される規模の妥当性を検証する。また、下水処理方式については、ベトナム側が関心を有している本邦企業技術についてハナム省での適用可能性について、主に気候、技術とコストの両面から確認する。

(電力セクター)

(1) 既往送配電網・変電施設の整備状況と見通し

ハナム省及び周辺地域における送配電網・変電施設に関する既存設備の整備・稼働及び電力マスタープラン等に基づく今後の施設整備計画を確認する。同省における変電所設備の電力潮流・電圧状況に関する情報収集を行うとともに、電圧安定性系統信頼度を確認する。特に、今後集中的に需要が発生すると想定される既存の Dong Vang II 工業団地、新設予定の Dong Vang III 工業団地及びバックマイ病院等の医療施設エリアについて重点的に状況を確認する。Dong Van II 工業団地については電圧低下による瞬間停電等の状況確認を行い本邦企業への操業の影響及び設備更新に係る妥当性を確認する。

(2) 電力需要の確認

ハナム省及び周辺地域における電力需要の伸びを人口動態、主たる既存工業団地への入居動向、新設工業団地、病院、学校などの大規模施設の建設予定等を踏まえ予測する。特に、既存の Dong Vang II 工業団地、新設予定の Dong Vang III 及びバックマイ病院等の医療施設エリアの電力需要を詳細に把握する。

(道路セクター)

(1) 既往道路の整備状況と見通し

既往調査を踏まえ、建設済み、建設中、計画中の道路ネットワークを確認する。

(2) 交通量調査

同省では本邦企業が農業分野での投資及び技術指導を行っており、ハナム省政府は本邦技術を活用した農業開発に注力している。本調査では本邦企業投資エリア及びハナム省の今後の農業用土地開発計画を踏まえ、農地への適切なアクセス確保のため整備が必要な道路の検討を行い整備の妥当性を確認・レビューする。交通量調査については、国道 38 号、県道 499 号周辺において調査範囲、調査日、調査時間の設定を適切に行い、季節変動を考慮した調査を計画する。調査対象は、自動車だけでなく低速走行交通（小型特殊自動車（農耕用・その他）、二輪車、歩行者など）の交通量も調査する。具体的な調査項目、調査内容、仕様、数量等はプロポーザルにおいて提案するものとし、別見積もりとする。それらの結果をもとに、将来交通量予測を実施する。交通量調査は再委託可能とする。

（工業団地）

（1）工業団地造成計画の確認

ハナム省予算により新規造成が検討されている Dong Vang III 工業団地に関する土地利用計画及び土地収用状況、詳細な工業団地開発計画を確認する。特に、以下の項目については確認を必須とする。

- Dong Vang III 工業団地造成後に同工業団地で必要とする上下水、電力、アクセス道路の整備規模
- 同工業団地整備に係る事業費、スケジュール、予算手当、候補投資家、造成・維持管理体制

（農業セクター）

ハナム省は農業分野での投資家誘致にも注力しており、日越農業対話における対象地域に選定され、既に日系企業複数社が現地で事業を行っている。今後、一層の投資誘致を促進するために必要な確認事項として以下の調査を行う。

（1）ハナム省の農地集約に関する取組

ハナム省では効率的に農業生産を行うため、農地を集約して投資家の参入を促進している。本調査では同手法に関する詳細な情報収集を行い、他省での取り組みと比較する。

（2）農産品のバリューチェーン確認

ハナム省内で生産された農産物に関して生産地から消費地までの一般的な流通経路、関連するステークホルダー、所要時間、コストを整理し、効率的な流通網構築のための課題を整理し、改善点を提案する。

（3）土壌調査

ハナム省の農地計画エリアにおける土壌において食品の安全性確保の観点から特にヒ素を中心にサンプリング調査による解析を実施し汚染の有無を確認する。土壌調査の望ましい方法はプロポーザルにて提案することとする。土壌調査は再委託可能とする。

III 各セクター共通での調査事項

(1) 施設の基本計画確認

- 1) ハナム省投資環境改善事業の支援対象コンポーネントとして既存 JICA 調査結果によって優先度が高いと評価されたインフラの整備計画について、規模、数量、立地、施設概略等の基礎情報を収集し、基本計画の妥当性を確認する。個別事項としては、上下水道施設について、既存 JICA 調査及び METI 調査による既往上下水道施設のレビューを参照のうえ、調査対象地域における上下水道システム整備計画の妥当性を確認する。変電所及び送配電網施設について、①Dong Vang II・Dong Van III エリアと②バックマイ病院等の医療エリアの 2 か所における需要を満たす変電所と同エリアまでの電力供給に必要な送配電線の基本計画の妥当性を確認する。道路施設について、線形・計画概要(道路規格、設計速度、車線数、標準断面図)の妥当性を確認する。各施設の基本計画確認時の留意点

① 自然条件調査(施設建設予定地の現状調査)

地質調査や地形測量等を含む自然条件調査についての仕様案は、別紙1のとおり。具体的な調査項目、調査内容、仕様、数量等は別紙1に基づいてプロポーザルにおいて提案するものとし、別見積もりとする。これら調査の実施に当たり、現地再委託を可とする。

② プロジェクトスケジュールの検討

プロジェクト実施スケジュールおよび建設計画について情報収集・妥当性の確認を行う。

③ 本邦技術活用

本邦技術として活用可能な技術有無及び優位性について情報収集を行う。

(2) 既存計画における概略事業費の妥当性確認

既存計画における概略事業費の妥当性確認に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。同時に、他都市・他ドナーとのコスト比較も行う。比較検討を行う際には事業効率の最大化を図るため、上下水道に関してはライフサイクルコスト(Life Cycle Cost :LCC)を加味した調達方式の妥当性を検討する。なお、LCC とは、省エネ技術等、イニシャルコスト(建設費)は高いが、品質、メンテナンス性等を加味し、O&M にかかる費用も含めてコストをトータルで評価する価格のことである。

(3) 協力準備調査の実施計画策定に必要な許認可等の確認

協力準備調査実施計画策定のための参考資料とするため、ベトナム国内での環境社会配慮にかかる許認可(EIA レポート作成等)、上水供給・下水処理・変電設備・送配電線敷設、道路建設に係る許可、道路掘削許可、上下水料金設定、その他事業実施に際して必要となる許認可や法制度の有無を確認する。同時に、これら許認可等が必要となる場合は、その

責任機関、所要期間等についても確認する。

(4) 環境社会配慮

1) 環境社会影響による事業実施の妥当性確認

JICA 環境ガイドライン(2010年4月)に基づき、環境社会配慮面での影響有無の観点から、調査対象インフラ案件の実施妥当性を確認する。本調査において環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。なお、本業務については、現地再委託を可とする。

② 本事業に必要となる環境社会配慮対策の確認

- i. 各施設整備計画において必要となる環境影響内容の確認
- ii. 上記と既存環境社会配慮対策との乖離及びその解消方法
- iii. 当該解消方法実現のための関係機関の役割分担及び事業実施中におけるモニタリング計画(案)

2) 潜在的住民移転による事業実施の妥当性確認

本調査において円借款事業としての優先度・実施確度が高いと判断される対象インフラ案件についてすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償内容について確認する。同時に、右インフラ案件実施過程において発生する潜在的住民移転数及び土地収用量を把握し、事業実施の妥当性を確認する。

(5) 実施スケジュールの妥当性確認

1) 本調査で対象となる円借款事業候補各インフラ整備における事業実施スケジュールの妥当性を確認する。そのうえで、投資環境整備として一括での融資対象とした場合の全体整合スケジュールを作成する。

2) スケジュール作成にあたっては、雨期、市の予算制限、実施機関・地元施工業者の能力等の地域特有の事情を十分に踏まえたうえで、現実的な設定か妥当性を確認する。

(6) 事業実施体制の妥当性確認

ハナム省における公共事業実施体制、制度を把握した上で、本調査で対象となる各施設整備における実施体制について検討する。具体的には、以下の項目について調査し、留意すべき事項について整理する。

1) 実施機関の事業実施経験

実施機関の上水、下水道、変電所、送配電網、道路、工業団地整備事業の実施経験について確認する。

2) 実施機関の所掌業務、組織構造、人員構成、人事体制

- ① 過去の公共事業実施に係る各部署の役割、組織図、人員構成を明確化する。

- ② 各セクターの実施担当部署を人員構成とともに確認する。
- ③ ハナム省が検討する円借款事業・海外投融資事業に係る人員計画を確認する。

(7) 運営・維持管理体制

運営・維持管理体制について計画の有無及び妥当性を確認する。具体的には、以下の項目について調査し、留意すべき事項について整理する。

1) 運営・維持管理機関の実績

実施機関の上下水道施設、変電所、送配電網、道路、工業団地の運営・維持管理の経験について確認する。

2) 運営・維持管理機関の所掌業務、組織構造、人員構成、人事体制

- ① 円借款候補各案件に対応する現行の公共施設維持管理体制を確認する。
- ② 上記を参考に、完成後の施設の運営・維持管理に係る組織体制・人員体制を検討する。

(8) 財務計画

実施機関の事業実施及び運営・維持管理に必要な資金額と資金手当ての方法について確認する。

1) 省の予算手当

円借款事業を行った際に発生する運営・維持管理費用、及びその他実施予定事業の費用に対して、ハナム省の予算手当を確認するための前提として、ハナム省の予算編成状況を確認する。その際に、中央政府からの補助金制度もあわせて確認する。

2) O&M 機関、水道公社の財務情報

実施機関の財務情報を入手し、財務健全性について調査する。

3) 上下水料金

運営・維持管理費用を賄うための支払い可能な料金体系について、現状の確認及び事業を実施した際の負担増を考慮し、事業実施妥当性を確認する。料金の妥当性を検討するため、所得水準や所得分布等についても調査する。

4) 実施機関の中長期的な収益収支及びその持続性

事業実施及び運営・維持管理期間中の収益収支の将来予測を行い、中長期的な財務持続性を検証することで、事業実施妥当性を確認する。

(9) 事業効果

各インフラコンポーネントにおける経済的裨益項目を確認し、右各項目について定量的効果把握が可能かどうか確認のため、試行的な算出を行う。

(10) ベトナム政府に提出する F/S の作成支援

本調査にて収集・検討した情報を提供・説明し、将来的にベトナム政府が実施する F/S 作成

のための基礎資料を提供する。なお、本業務については、現地再委託を可とする。

VI ドラフト・ファイナル・レポートの作成、説明・協議

本調査の全ての結果を取り纏めの上、ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICA およびハナム省計画投資局に説明・協議を行う。

VII ファイナル・レポートの作成、説明・協議

ドラフト・ファイナル・レポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については改定し、ファイナル・レポートとして取り纏める。

7. 成果品等

(1) 報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

レポート名	提出時期	部数など
インセプション・レポート (IC/R)	調査開始時	英文10部(うち、先方政府へ5部)、 越文5部
ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)	調査開始後 3.5 か月後を目 安	英文10部(うち、先方政府へ5部)、 越文5部
ファイナル・レポート (F/R)	DF/R に対するコメントを受 け取ってから1ヶ月後	英文10部(うち、先方政府へ5部)、 越文5部、和文5部(要約のみ)、 CD-R 10枚

(2) その他の提出物

1) コンサルタント業務従事月報(和文)

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中に業務に関し、業務従事月報を作成し、ベトナム事務所に提出する。

- ① 記載事項: 調査業務費とその概要
- ② 提出時期: 毎月
- ③ 部数: 2部

2) 実施機関等との協議録(和文)

- ① 記載事項: C/P との協議等の際の協議・決定事項
- ② 提出時期: その都度

③ 部数:2部

3) 収集資料(和文・英文)

① 記載事項:収集した資料、データ及びそのリスト

② 提出時期:調査終了時

③ 部数:各1部

(3) 報告書の仕様/電子化仕様

ファイナル・レポート以外の報告書は簡易製本により作成し、報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」を参照する。

(4) その他、報告書作成にあたっての留意事項

- ・ 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ・ 各報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- ・ 各報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ・ 各報告書には、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。準備調査報告書については、調査結果の概要を3~5ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約、英文サマリーの最初の部分に入れること。
- ・ 報告書の作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- ・ 報告書が特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- ・ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ・ 報告書で引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

本調査は、2015年10月に開始し、約5ヶ月後の2016年3月上旬の終了を目途とする。ただし、旧正月及び年末年始の期間を踏まえ報告書の提出は遅滞なく行う。ドラフトファイナルレポートは1月下旬までに提出する。ファイナルレポートは2月末までに提出する。なお、調査中の状況により必要と判断されれば、JICA及びベトナム国側関係者と協議の上で変更できる。

2. 業務量の目途及び業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

全体で約17.00MMとする。

(2) 業務従事者の構成(案)

- 1) 総括/道路整備計画(2号)
- 2) 上水道整備計画(3号)
- 3) 上水施設設計
- 4) 下水道整備計画(3号)
- 5) 下水施設計画
- 6) 電力施設(3号)
- 7) 積算確認
- 8) 工業団地整備
- 9) 営農計画
- 10) 経済・財務
- 11) 環境・社会配慮/ジェンダー

なお、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、記載の格付は目安であり、これを超える格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 参考資料

参考資料として以下の資料を参照のこと。

- (1) 「ハナム省投資環境整備事業に係る基礎情報収集・確認調査」(2015年3月終了)(配布資料)
- (2) 「ベトナム・ハナム省モックバック浄水場整備事業調査」(2014年度経済産業省インフラシステム輸出促進調査等事業)(経産省HPにて公開)

4. 現地再委託

以下の項目調査実施上の必要に応じ現地にて当該業務について経験・知見を豊富に有する機

関・コンサルタント・NGO 等に再委託して行うことを可とする。但し、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」(2012年4月)に基づき、仕様書及び業者選定方法、契約相手、契約内容等については、委託業者と契約締結以前に機構の承認を得るものとし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。

自然条件調査、交通量調査、環境社会配慮、ベトナム政府が実施する F/S の作成支援

なお、上記項目に加え、その他再委託して実施することが適切と思われる項目がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、上記項目に係る費用については、自然条件調査、交通量調査、環境社会配慮、ベトナム政府が実施する F/S の作成支援いずれについても別見積もりとする。

5. 調査用資機材

(1) コンサルタントに購入・輸送業務を委託する資機材

調査に必要な設計用機材、簡易測定用機材等について別見積りに計上すること。また、その他に業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。なお、購入された資機材は、当機構より受注者への貸与とする。受注者は、当機構の業務の一環として関連する会計規定を遵守した方法手段をとり、調査用資機材を調達する。

(2) 当機構が別途購入し、受注者に貸与する機材

特に想定していない。

6. 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本国大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地調査時の安全確保のために関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、JICA ベトナム事務所と常時連絡がとれる体制を取り、特にサイト視察等に伴う移動の際は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。以上を踏まえ、現地調査中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

7. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

(別紙1)

自然条件調査仕様書(施設建設候補地の現状調査)

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクト対象サイトにおける水文、地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模の妥当性を検討し、施設設計・施工計画・積算の確認に資するものとする。

また、本計画により拡張される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目(調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など)を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

また、調査計画の策定にあたっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

2. 調査項目

(1) 気象、水文調査

【目的】

本調査にて妥当性を確認する上水送配水管、下水処理場施設、下水管渠等の設計・概略工費算定に関し、施設の設計 GL や放流水位等の条件を確認するため、降水量、風向風速などの気象条件データや、施設予定地に近接、或いは放流先となる河川の水位データを収集する。

【内容】

市内の観測点における降水量、風向風速等の気象データや、下水処理場建設予定地(3ヶ所)の近傍、下水処理水や放流先となる河川の水位観測データや計画高水位等の河川管理に係る情報を収集・整理する。

(2) 地盤調査

【目的】

下水処理場建設予定地(2ヶ所)、変電所予定地(2か所)、道路予定地の地盤の安定性、耐久力を既存資料に基づいて精査し、施設設計・概略工費妥当性検討の基礎資料とする。

(3) 地形調査

【目的】

脱臭設備等の周辺環境対策の必要性を検討するための情報として、必要な地形情報及び近隣住居との位置関係を把握する。並びに、道路建設において施工予定箇所周辺の地形情報、排水流末を把握する。

【内容】

- ア. 下水処理場建設予定地において、平板測量と水準測量を行う。
- イ. 各下水処理場建設予定地及び周辺の土地利用状況を確認し、用地境界と近隣する住居等の施設との位置関係を平板測量により把握する。
- ウ. 道路敷設予定地における路線測量、横断測量を行う。

(4) ルート踏査

【目的】

上下水道の管渠、送配電線については、敷設ルートについて、既存の道路との乖離がなく一般的な工法で施工が可能であるか確認する。併せて、測量を含む踏査を行い、施設設計・概略工費妥当性確認の基礎資料とする。

【内容】

既存の管渠、送配電網の詳細設計図面と入手可能な範囲で極力精細な地図(道路図、住宅地図等)との照査により、管渠・送配電線の敷設ルートと実際の道路との整合性が取れていることを確認した後、車両等による実ルートの踏査を行い、概略設計での距離延長の精度を確認する。また、道路形状や線形が建設工事に必要な車両や重機類の移動に耐えうるかどうかを確認する。

(5) 土壌調査

【目的】

ハナム省の農地計画エリアにおける土壌において食品の安全性確保の観点から土壌調査を行う。

【内容】

特にヒ素を中心にサンプリング調査による解析を実施し汚染の有無を確認する。対象のうちエリアは省内に約1000Haあり、各1km四方あたり500メートル間隔で4箇所、総計40箇所を想定。総計土壌調査の望ましい方法はプロポーザルにて提案することとする。

